

第7章 性教育

第1 概要

1 訪問日

2018年9月3日

2 視察先担当

Jukka Lehtonen 氏

ヘルシンキ大学専任講師。ジェンダー・性教育についての研究者。

3 聴取事項

(1) フィンランドの教育について

フィンランドでは教育を無償で受けられる。基礎教育においても私立学校はほとんどない。現場の教員の裁量が大きく、各学校でどう実践しているかにより違いが発生する。概ね50%が中学卒業後に職業教育を選択している。

(2) 教育現場における LGBTI に関するカリキュラム

2014年にカリキュラムが改正され、初めてセクシュアルオリエンテーションについて記載がなされた。このカリキュラムは学校にとって最も基本であり、とても重要なものである。それまでは、「(性的少数者を)排除してはいけない」というおおまかな指針の記載はあったが、細かいところは触れていなかった。しかし、基礎教育の過程で、学校は、性の多様性について知識と理解を深めるようにする必要があり、それについての教科書や教材が出された。

現場の教師も LGBTI について一般的な知識を持っているが、授業の中でどう実践するかが問題である。教師の中の関心がある人を後押しする環境は整っている。2016年1月から差別禁止法が改正され、職場だけでなく、学校でも適用されるようになった。また、平等法により性自認、性表現による差別が禁止され、トランスジェンダー・インターセックスも対象とする旨明記されている。

また、各教育現場において、ハラスメントやいじめを防止するためのプランを作成しなければならないとされているが、作成したプランの実施状況は監督されず、実効性は不十分である。この点、ヘルシンキ大学ではよいプランが作成されている

(3) 教員養成のプログラム

教員になるためには大学で資格を取る必要がある。大学の自治があるため、どのようなコースを持つのかは大学が決めることになっており、政府が各大学に対して、ジェンダーに関してこれを教えろと指示することは難しい。教育省のプログラムに参加したとき、教員養成の際に、性的指向について特別なコースを作るべきか等話し合いがなされた。実際は、色々なコースが作られても、必修ではなく選択科目になることが多い。大学では、教員養成においてジェンダー平等について知識は身に付けているというが、実践の場では差が出る。

2010年のプロジェクトの際、1000人の教員にアンケートをした。その結果、69%が同性カップルの婚姻について好意的であり、同性カップルが養子をとることにも好意的であった。79%は、性別転換も受け入れている。性的指向は個人的事項であり、学校にかかわらないことから、学校で話し合うべきではないという考えの人もいる。自分の体験談を間接的に説明することはできるが、実際に深い話ができない。教師が

当事者の場合、生徒の理解が深まる傾向にあるが、他方で当事者である教師は自らの知識・経験を十分にいかすことができず、声を潜めて授業をしないといけないという現場がある。差別禁止法で差別は禁止されており、制度・環境は整っているが、実際の教育現場の状況はまだ改善の必要がある。

(4) 性教育・ジェンダー教育について

基礎教育の全ての学年で性教育について教えることができる。主に保健の授業などでテーマに触れることができる。リサーチによると、家庭は性教育について好意的で、教師も子どもも重要と考えている。宗教・政治的な観点における少数者グループで、「なぜそんなに早く？」という声もあるが、理解がある層が多数派である。

性教育を行うにあたっては、子どもの年齢にあったアプローチが必要である。テーマ・用語も年齢にあったものを使う必要がある。ここで大切なことは、子どもたちには知識を得る権利がある、ということである。小学校・プリスクールで、自分や他の子どもの身体を大切にすること、どういう言葉を使うか（ホモという言葉を使うのがよいのか）、お互いを大切にしようということセクシュアルハラスメントに関することを教える必要がある。また、家族のバックグラウンドも様々であることを知り、話し合うことも必要である。ジェンダーについて、たとえばどんなおもちゃで遊ぶか、どんなところで遊ぶかについても、小さなころから話し合いをする。

自分の性を表現することや、男の子、女の子、それに属さない子など様々であることを、小さな子どもは容易に理解する。絵本の中にも多様性について触れたものが増えている。20歳になるまで「性には男と女しかない」との考えでいた場合、そうではないことを理解するのに時間がかかる。

自分の研究は性教育・ジェンダー教育であるが、中学生以上の子どもを対象としている。中学生の教材の中では、実際にLGBTIについても触れている。8年生（中学2年生）で扱うことが多く、教科書の中で20～22頁が割かれている。家族の多様性についての記載もある。保健の中で触れることが多いが、別の科目でも、例えば英語の教科書の中でも扱われるべきである。健康や保健の中でのみ扱うと、日々の生活の中での問題であることが見過ごされる。また、色々なイメージが載っていることはよいが、それでもある程度決まったイメージを押し付けてしまうことがあるかもしれない。例えば、表紙は、大体カップルで、健康で、美しい、白人のことが多いが、現実には当然そうでない場合もある。それを考えると教科書で使うイメージを検討する必要もある。レズビアンなどを表紙にすれば、質問を問いかけるきっかけになるかもしれない。学校だけではなく、外部組織が授業を行うこともある。例えばSETAという団体が学校に対しても教育を提供している。調査によると、各学年で5～10%の学生がSETAによる授業を受けている。地方では、このような団体に学校に来てもらわないと授業を受ける機会がない。他方、SETAなどの外部機関が授業をすると、教師は自分たちがやる必要がないと考えてしまうという問題がある。SETAなどの外部機関は、日々の教育の現場で子どもたちにどのようにかわり、説明するかについて、教員に対するトレーニングを行うことがよいと思う。

(5) 日本の現状について

日本では、LGBTIについてあまり知られておらず、問題を抱えた若者がいて助けな

ければならないと認識している。フィンランドでは政策レベルでカバーされ、これが人権問題であるという意識がある。日本では、学校現場で性について話すことが難しい。問題は、一般的な性交についてのみフォーカスされていることである。どうやって性感染症を防ぐかということや、性別転換については対象とされていない。いまだ、男性と女性について、二極に分かれた典型的な考え方がある。法的整備はとても重要であり、より包括的な内容にしたほうがよいが、それで問題が解消するわけではない。現場の教師、学校、生徒とともに、どのように実践するかが重要である。

4 視察を終えて

3 か月前に来日し、日本の教育関係者や LGBT 支援団体等と意見交換をしたとのことで、日本の現状をよくご存じであった。具体的な取り組みと課題を伺うことができ、今後弁護士会で取り組む法教育・ジェンダー平等教育活動を進めるうえで大変参考になるものであった。

以上
(鳥生 尚美)